

＼ 中小企業経営者のみなさまへ ＼

岩手県モニタリング強化型 特別保証制度のご案内

岩手県モニタリング強化型特別保証制度とは？



- 借入後も、金融機関・認定支援機関・保証協会が継続して経営をサポートする制度です。
- 経営の異変を早期に察知し、手遅れになる前に対策を講じる仕組みです。
- **国が保証料を半額補助**するため、低コストで資金調達できます。

ご利用いただける方は？

- 認定支援機関（税理士・金融機関等）と連携し、月次で財務・資金繰りを管理している方
- 借入後も継続的に経営状況を報告することに同意いただける方



岩手県モニタリング強化型特別保証制度の仕組みイメージ



岩手県信用保証協会

保証料率

令和8年3月16日から令和9年3月31日までに保証申込した場合、適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します。
令和9年4月以降の保証申込については補助の有無を含め未定です。



区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率(%)	年1.90%	年1.75%	年1.55%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%
補 助 率(%)	年0.95%	年0.87%	年0.77%	年0.67%	年0.57%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.22%
事業者負担(%)	年0.95%	年0.88%	年0.78%	年0.68%	年0.58%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.23%

※ 1 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

制度概要

保証限度額	8,000万円以内
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
担保	必要に応じて徴求
保証人	必要に応じて徴求 (法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)
融資利率	貸付期間 3年以内 年2.45%以内 貸付期間 3年超10年以内 年2.65%以内
保証料率	上記のとおり
添付書類	・信用保証協会所定の申込資料 ・モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年8月1日以降に信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする



※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、金融機関または  岩手県信用保証協会までお問い合わせください

2026年7月



令和8年度岩手県モニタリング強化型特別資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、国の全国統一制度であるモニタリング強化型特別保証制度が創設されたことを踏まえ、物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している者とする。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

第4 貸付の条件

1 資金の用途

設備資金及び運転資金とする。

2 貸付限度額

1 中小企業者につき8,000万円以内とする。

3 貸付期間

10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）とする。ただし、一括返済の場合は1年以内とする。

4 貸付利率

貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付の場合を除く）。

貸付期間 3年以内 年2.45%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.65%以内

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会のモニタリング強化型特別保証を付する。この場合の保証料率は、次の表に定める料率を適用する。なお、岩手県信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）が本要綱の施行の日から令和9年3月31日までの場合は、補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助する。

また、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合は、表の⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.90%	年1.75%	年1.55%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%
国 補 助	年0.95%	年0.87%	年0.77%	年0.67%	年0.57%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.22%
事業者負担	年0.95%	年0.88%	年0.78%	年0.68%	年0.58%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.23%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

7 償還方法

一括返済又は分割返済による。ただし、一括返済の場合は1年以内の償還とする。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 申込手続

貸付を受けようとする中小企業者は、モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書を添付し、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

第6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた中小企業者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第8 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

第9 取扱金融機関の責務及び報告並びにE B P Mに伴う情報提供

取扱金融機関は次の1～3の責務を負うものとする。

- 金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるものとする。
- 金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、E B P Mに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関 I D、認定経営革新等支援機関種別及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- 金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関及び信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。

第10 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた中小企業者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合